

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名		大麻草の栽培の規制に関する法律				法令番号		昭和 2 3 年法律第 1 2 4 号		
手続名		第一種大麻草採取栽培者の免許（ 1 ／ 3 ）				根拠条項		第 5 条		
審 査 基 準	第一種大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この章において単に「免許」という。）を受けなければならない。（法第 5 条第 1 項）									
	1 欠格条件（第 5 条第 2 項） 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。									
	① 第 1 2 条の 6 第 1 項の規定により免許を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者									
	② 麻薬中毒者（麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第 1 項第 2 5 号に規定する麻薬中毒者をいう。）									
	③ 禁錮以上の刑に処せられた者									
	④ 未成年者									
	⑤ 心身の故障により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの									
	⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）									
	⑦ 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの									
	⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者									
2 審査基準（令和 7 年 1 月 1 0 日付け医薬発 0 1 1 0 第 2 号医薬局長通知）										
① 栽培目的等の妥当性 大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適正なものであること										
② 栽培管理										
ア 栽培地の面積が、その栽培目的、事業計画等から判断して、適切であること										
イ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること										
ウ 適正に保管できる施設を備えていること										
エ 管理体制が適切なものであること										
オ 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること										
受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	標準処理期間		6 0 日	目次	1
						標準経由期間		日	No.	

法令名		大麻草の栽培の規制に関する法律				法令番号	昭和 2 3 年法律第 1 2 4 号			
手続名		第一種大麻草採取栽培者の免許（ 2 ／ 3 ）				根拠条項	第 5 条第 1 項			
審査基準		カ 必要に応じ、交雑を防止するための措置をとっていること ③ 盗難防止対策 栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること 3 免許の条件（法第 2 2 条の 2） 大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な場合には、大麻草採取栽培者の免許には、条件を付し、及びこれを変更することができる。 4 免許申請及び添付書類等（施行規則第 1 条の 2） 第一種大麻草採取栽培者の免許を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 ①大麻草採取栽培者免許申請書（省令別記第 1 号様式） ※ 栽培地の数、位置及び面積については、複数の栽培地がある場合には、栽培地ごとにその位置と面積を追加して記載すること。 ・ 位置は、栽培地の登記事項証明書のほか、全体の区域が分かる図面に当該年中に作付けする部分に網掛けする、着色するなどして分かるようにすること。 ・ 面積は、アール換算で算出すること。 ※ 免許を受けようとする者の住所地、氏名及び生年月日については、法人又は団体にあつては、その業務を行う役員を含む。 ※ 「業務管理体制」の欄には不正流通、濫用防止等の観点から ・ 業務上大麻を取り扱う事務所の所在地、名称 ・ 大麻草採取栽培者及び補助者の氏名や業務上の役割 ・ 盗難防止対策及び滅失等の事故が生じた場合の対応等を記載すること。								
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間		6 0 日	目次	1
						標準経由期間		日	No.	

法令名		大麻草の栽培の規制に関する法律				法令番号	昭和 2 3 年法律第 1 2 4 号			
手続名		第一種大麻草採取栽培者の免許（3／3）				根拠条項	第 5 条第 1 項			
審査基準		②（個人の場合）㊦略歴を記載した書類、㊦住民票の写し、㊦公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書に写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの ※身分証明書又は資格証明書には、以下のようなものがある。 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書(写真・生年月日のあるもの) ③（法人又は団体の場合）㊦定款、㊦登記事項証明書（これらに準ずるものを含みます。） ④（法人又は団体の場合）㊦その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類、㊦当該役員の住民票の写し、㊦公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書に写真を貼り付けたもの ⑤ 免許を受けようとする者（法人又は団体の場合は、その業務を行う役員）が精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかないかに関する医師の「診断書」（別記様式 1） ⑥ 免許を受けようとする者（法人又は団体であれば、その業務を行う役員）が現行法第 5 条第 2 項に規定する欠格事由に該当しない旨の「宣誓書」（氏名部分は自署。）（別記様式 2） ⑦ 栽培地の登記事項証明書 ⑧ 栽培地の区域を示す図面(栽培地全体が分かる図面に、栽培地とする部分に網掛けや着色するなどして区域が分かるようにすること。) ⑨ 栽培地が自己の所有でないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写し等（免許を受けようとする者が栽培地を使用することができることを証明する書類） ⑩ 免許を受けようとする者が現に現行法第 2 条第 3 項の大麻草栽培者である場合は、当該免許証の写し ⑪ 事業計画書 ⑫ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真（業務上大麻を取り扱う事務所とは、大麻の保管施設や大麻草から繊維を採取するための施設等をいいます。また、事務所内に事務作業スペースを設ける場合は、保管施設と明確に分離すること。） ⑬ （法人又は団体の場合）大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写し等の大麻草栽培者に対する使用関係が分かる書類 ⑭ （法人又は団体の場合）大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類								
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間		6 0 日	目次	1
						標準経由期間		日	No.	